

郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、成年被後見人等に対する報酬の助成事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱第2条第1項第2号イに規定する者の該当可否)

第2条 要綱第2条第1項第2号イに規定する者については、生活保護所管課へ該当の可否を照会し、その回答をもって判断するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。